

第26回 農業委員会定例総会

開催日時	令和7年7月24日（木） 午後1時30分～午後2時19分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	農業委員 出席8名 2番田村 和弘 3番森田 有紀 4番氏原 延 5番田村 公史 6番澤村 重隆 7番横畠 悦子 8番藤田 省三 9番北添 正男 農地利用最適化推進委員 出席13名 田村 幸生 味元 健清 田村 宮幸 森 正彦 永田 和道 邑田 昌平 中村 修 岡村 建介 山口 修二 伊藤 洋章 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀
欠席委員	農業委員 欠席1名 1番藤原 健祐 農地利用最適化推進委員 欠席0名
事務局	事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子
日程	第1 開会 第2 議事録署名委員選任 第3 報告 第4 議事 第1号議案 農地法第3条に関する件 第2号議案 農地法第4条に関する件 第3号議案 農地法第5条に関する件 第4号議案 非農地証明願に関する件

	第５ その他 第６ 閉会
会長	定刻になりましたので、これより第２６回農業委員会定例総会を開催します。 本日は１番藤原健祐委員から欠席の報告が入っています。 定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。 日程第２．議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第２０条第２項の規定により、２番田村和弘委員と３番森田有紀委員を指名します。 つづきまして、日程第３．報告に移ります。事務局より報告をお願いします。
藤本局長	それでは、日程第３．報告事項につきまして、報告します。 報告事項１．本月中の会議と主たる処理事項につきましては、１５日に農業委員会高岡郡協議会前期協議会が中土佐町役場で開催され、会長と事務局より私が出席しました。 こちらに関しましては、議案として令和６年度事業報告及び収支決算の承認と、令和７年度事業計画及び収支予算の承認について審議が行われ、いずれの議案も原案どおり可決されました。 その後、確認事項として農業委員会高岡郡協議会事業開催計画を、報告事項として高知県農業会議常設審議委員会についての説明がありました。 １６日には令和７年度農業委員会職員研究協議会総会、その後に引き続いて業務研修会が高知共済会館において開催され、事務局より私と前田係長が出席しました。 こちらに関しましては、総会において令和６年度事業報告および猪収支決算、令和７年度事業計画（案）及び収支予算（案）、役員の改

	選について審議が行われ、いずれの議案も原案のとおり可決されました。 業務研修会では、農業担い手支援課から地域計画の実現とブラッシュアップと遊休農地制度について、農業会議からは常設審議委員会や農地法第3条と農地中間管理事業、また、農地移動適正化あっせん事業及び税制について、農業公社からは農地中間管理事業についての説明がありました。その後、引き続き、各グループで地域計画の実現とブラッシュアップや農地中間管理事業への対応状況について意見交換を行いました。 22日から24日にかけては経営開始型交付金に関する面談が役場において開催され、事務局より前田係長が出席しました。 こちらに関しましては、経営開始型交付金を受給している間と、受給終了後は受給期間と同じ期間の間、年2回の面談を行うことになっており、対象は全部で10名で、ショウガ農家が5名、ニラ農家が2名、イチゴ農家が1名、トマト農家が2名でした。 24日の午後は、本日の定例総会となります。 また、今後の予定としましては、25日の午前中に佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で、午後にはオンラインで令和7年度高知県農業公社事業説明会が役場で開催される予定で、両方とも事務局から私と前田係長が出席予定です。 つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書7件について報告します。 なお、届出事由はすべて相続となっておりまして、相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。 全て、あっせん希望はありません。 報告は以上です。
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？

	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。 つづきまして、第１号議案農地法第３条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第１号議案農地法第３条に関する件５件について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりで、１６番が贈与、それ以外が売買による所有権移転となっています。 １８番以外は、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	１５番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から■■■■集落方面へ約１００ｍの所にあります。現在は草刈りし管理されているが、作物は植えられていない状態です。許可後はサツマイモや野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に牧草を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】

会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１５番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１５番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、１６番について、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	１６番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から■■■■集落方面へ約１５０ｍの所にあります。現在は山間の傾斜地で、作物は栽培していない状態です。許可後はサツマイモや野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に牧草を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１６番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１６番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、１７番について、確認委員さんの報告をお願いします。

味元推進委員	１７番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から東へ約８０ｍと西へ約１５０ｍの所にあります。現在は畑及び樹園地で梅や栗を栽培中です。許可後は引き続き梅や栗、季節野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１７番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１７番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、１８番について、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	１８番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■の■■■■から南東へ約２４０ｍの所にあります。現在は山間の傾斜地で、果樹が植えられている状態です。許可後は引き続き果樹を栽培する予定です。 譲受人は現在農家ではありませんが、許可後は果樹を栽培する兼業農家となる意向です。添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。

	農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１８番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第１号議案１８番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、１９番について、確認委員さんの報告をお願いします。
５番田村委員	１９番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から南へ約３００mの所にあります。現在は稲刈り後に草が生えてきている状態です。許可後は野菜を栽培する予定です。 譲受人は今回新規就農する兼業農家です。添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第１号議案１９番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案19番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、第2号議案農地法第4条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。
前田係長	第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
6番澤村委員	1番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から南へ250m行った山側にあり、周囲にはいくつかの墓地もあるところです。また、関係者の同意も得ております。そして、排水、申請地への進入路も確保しており、何も問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第2号議案につきましては、申請のとおり決定しました。 つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。事務局の説明を求めます。
前田係長	第3号議案農地法第5条に関する件2件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。

	なお、１番は所有権移転、２番は使用貸借権の設定となっています。２件とも、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
５番田村委員	１番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■から南に約３００mの所にあり、東側は宅地、西側は県道、南側は町道、北側は農地で、関係者の承諾も得ております。 排水は県道の側溝に流す予定で、進入路は南側の町道より進入するとのこと、何も問題ありません。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案１番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案１番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 つづきまして、第３号議案２番の前に、委員に関係する案件なので、岩佐推進委員の退席を求めます。
	【岩佐推進委員 退席】
会長	岩佐推進委員の退席を確認しましたので、第３号議案２番につきまして、確認委員さんの報告をお願いします。
伊藤推進委員	２番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■の南隣にあり、東側は町道、西側は畑、南側は農免道路、北側は公民館で、関係者の承諾も得ております。 また、排水計画については南側既設側溝へ排水し、申請地への進入も東側の町道より進入でき、何も問題ありません。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第３号議案２番につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第３号議案２番につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。 岩佐推進委員の着席を求めます。
	【岩佐推進委員 着席】
会長	岩佐推進委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第４号議案非農地証明願に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第４号議案非農地証明願に関する件１件について説明します。 申請人や土地の所在、利用状況については議案書に記載のとおりで、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 報告は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
岩佐推進委員	１番について報告します。申請地は■■■■集落で、■■■■から東北東へ約１９０ｍの所にあります。現在は宅地となっています。 判断理由としては、住宅が建築されており、約３０年前より使用されており、現在も使用されていることから、現況地目は宅地と判断しました。 佐川町農業委員会現況証明事務取扱要綱第６条第５号に該当するため、非農地証明をしても問題ありません。

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第４号議案につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第４号議案は申請のとおり決定しました。 その他に移ります。 事務局の説明を求めます。
藤本局長	私の方から、３点ほどお伝えいたします。 まず１点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。 農業委員会法第６条第３項第２号に「農業一般に関する調査及び情報の提供」と明記されている農業委員会の重要な業務の一つです。 この情報提供活動によって、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度・農業施策等を積極的かつ効果的に発信していくことが必要不可欠です。 ５月２８日に開催された全国農業委員会会長大会においても、情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ決議が可決されました。 その中には、農業委員と推進委員は全国農業新聞の皆購読を早期に達成し、農業委員数と推進委員数の５倍以上の購読部数達成に向け、「両委員１人毎年１部以上の新規購読申込みの確保」に取り組むことが盛り込まれています。 しかしながら、今年７月１日現在での佐川町農業委員会での委員の購読率は、平成２８年度には約８８％でしたが、現在は議案書に記載しているとおり、約３６％と高岡郡の中でも低い購読率となっています。

	まだ全国農業新聞の購読をされていない委員におかれましては、ぜひ購読していただきますよう強くお願いいたします。 つづきまして、２点目としましては農業者年金加入推進特別研修会についてです。 先月の総会でお知らせしましたが、８月２１日木曜日の午後開催されます。会場は高知城ホールとなっていますが、オンライン併用ですので、参加される委員が複数いらっしゃいましたら、役場においてオンラインで参加したいと思います。 農業者年金の加入推進も農業委員会の重要な仕事の一つですので、出来るだけ参加していただきますようお願いいたします。 まだ開催時間についての案内は来ていませんが、出欠について教えてください。 つづきまして、３点目は情報共有・意見交換です。 ４月から総会の際に各委員の皆様がお持ちの農地や農家の情報を共有したり、いろいろなことでの意見交換をしたりする場を設けて、農地の最適化活動、農地の集約化・集積化、遊休農地の解消、新規参入へ繋げたいと思います。 今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
会長	情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	その他、特にないようなので、これで第２６回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。 次の定例総会は、８月２８日 木曜日 午後１時半から、佐川町役場２階大会議室で行いますので、ご注意ください。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議 長：

議事録署名人：

議事録署名人：
